

あかいわで働こう！就職応援事業委託業務に係る仕様書

1. 業務名

あかいわで働こう！就職応援事業委託業務

2. 業務の目的

岡山県内の高校1・2年生を対象に合同企業勉強会の開催及び、新規学卒予定者やUIJターンの就職希望者に向け、赤磐市内企業情報や採用情報等を提供のためのガイドブック作成を行い、赤磐市内企業への就職に向けた意識の向上や人材確保を支援する。

3. 契約期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

4. 業務内容

受託者は、以下に掲げる項目を実施すること。

（1）「合同企業勉強会」の開催

- ・合同企業勉強会の企画、調整を行うこと。
- ・参加者及び参加企業の募集を行い、事業終了後は参加者及び参加企業からのアンケートを実施し集計すること。
- ・開催日は令和7年3月14日（金）までに実施すること。
- ・開催場所は山陽ふれあい公園（メインアリーナ・フィットネスアリーナ）とする。
- ・対象者は、赤磐市近隣の高校1・2年生とする。
- ・出展企業は、赤磐市内に拠点のある企業20社程度とする。
- ・開催回数は1回以上とする。
- ・ホームページ等を作成し、出展企業の募集、開催概要・出展企業情報等を掲載し、事業開催に係る広報周知をすること。
- ・その他、実施項目について案があれば提案すること。

（2）「市内企業見学ツアー」の開催

- ・学生の市内企業への理解をより深めるため、市内企業2社程度の見学ツアーの企画、調整を行うこと。
- ・参加者及び参加企業の募集を行い、事業終了後は参加者及び参加企業からのアンケートを実施し集計すること。なお、対象企業は赤磐市に本社、事業所を置く企業とする。
- ・対象者は、赤磐市近隣の高校1・2年生とする。
- ・開催回数は1回以上とする。
- ・詳細については発注者と協議の上決定すること。
- ・その他、実施項目について案があれば提案すること。

(3)「求人・企業ガイドブック2025」の作成及び配布

- ・掲載企業のHP上での募集、原稿データの校正及び印刷を上記合同企業勉強会開催までに実施すること。
- ・原稿作成については、掲載企業の具体的かつ正確な情報を収集し作成すること。
- ・掲載企業は50社程度とし、市内に事業所を置き、令和7年度以降の求人・採用の予定が有り、ガイドブックへの掲載を希望する企業とする。
- ・掲載内容は、会社概要（企業名、所在地、代表者、創業年、資本金、従業員数、連絡先、ホームページURL等）、採用情報、事業内容、特徴（独自技術・製品、PR等）、代表的な技術・製品等の写真を掲載し、1頁あたり1社掲載すること。
- ・企業情報以外に赤磐市の情報、支援制度などの情報を紹介する頁を入れること。
なお、本ガイドブックの作成にあたっては、赤磐市が推進するクラウドソーシング事業の市民ライターを可能な限り活用すること。
- ・印刷物は、コート紙で、紙厚は表紙130kg、本文90kgを目安とし、A4判フルカラーとすること。
- ・成果物は、印刷物850部及び電子データ（PDF及びAIファイル(Illustrator)）1部を納入すること。なお、納入先は別添赤磐市企業ガイドブック2025配布リストのとおりとする。
- ・その他、掲載項目について案があれば提案すること。

5. 業務に関わる条件

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたっては責任者及び担当者、企画運営スタッフを置き、赤磐市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むこと。
- (2) 事業実施にあたっては公共職業安定所、教育機関、経済団体等と連携を図りながら、円滑な事業の進行に努めること。
- (3) 業務の実施状況について報告書を作成し、すみやかに赤磐市に提出するとともに、業務着手時には業務着手届、業務完了時には業務完了届を提出すること。
- (4) 本業務における成果品及び業務上の作成資料等については、全て赤磐市に帰属するものとし、赤磐市の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。また、受託者は、赤磐市の許可なく複製、公表又は第三者に提供してはならない。
- (5) 受託者は、本業務で知り得た赤磐市及び企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (6) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、すみやかに赤磐市に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (7) これらの条件に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (8) 受託者は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ご

との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、赤磐市の承諾を得なければならない。

- (9) 赤磐市は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、できる限り仕様の変更に応じること。

6. 個人情報の取扱い

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

7. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。